

旧清沢小学校活用事業
民間事業者募集要項

令和 7 年7月

静岡市

目次

1 募集の趣旨等.....	1
(1)事業名	1
(2)趣旨	1
(3)募集の背景.....	1
2 貸付物件の概要.....	2
(1)土地概要.....	2
(2)建物概要	3
3 貸付対象範囲・貸付期間・貸付料	6
(1)貸付対象範囲	6
(2)貸付期間	6
(3)貸付料.....	6
(4)その他.....	7
4 プロポーザルに関する事項.....	8
(1)応募者の資格要件.....	8
(2)提案の条件	8
(3)留意事項	9
(4)応募手続	11
5 審査に関する事項	15
(1)審査体制等.....	15
(2)審査基準等	16
(3)審査手順	17
6 契約等に関する事項.....	19
(1)基本協定の締結	19
(2)賃貸借契約の締結	20
(3)貸付料.....	20
(4)貸付物件の引き渡し.....	20
(5)契約不適合責任.....	20
(6)費用負担	21
(7)返還時の取扱い.....	21
(8)契約保証金	22
(9)事業計画	22
(10)契約の解除.....	22
(11)契約の中途解約.....	23

(12)原状回復の特例.....	23
(13)損害賠償	24
(14)リスク負担の考え方	24
(15)調査.....	24
(16)転貸.....	25
(17)禁止事項	25
(18)用途変更等	25
(19)土壌汚染	26
7 その他の事項	26
(1)本募集に関する注意事項	26
(2)関連資料	26
(3)参考図書を提供.....	27
(4)問い合わせ先.....	27

1 募集の趣旨等

(1)事業名

旧清沢小学校活用事業

(2)趣旨

本要項は、令和6年3月末をもって閉校となった旧清沢小学校(葵区相俣)の土地・建物を有効活用し、地域を活性化する集客機能を有する施設としてリニューアルするため、活用主体となる事業者を選定するための条件や手続きについて示したものです。

本事業は、市と選定された民間事業者が賃貸借契約を締結し、民間事業者が旧清沢小学校の土地及び建物(以下、個別に又は総称して「貸付物件」という。)を借り受け、提案する事業の実施に必要な設計及び工事、維持管理及び運営を実施するものです。

(3)募集の背景

旧清沢小学校は、明治5年(1872年)に寺院を利用した教育施設として相俣に設立された「択勝舎」が始まりであり、学校教育以外にも、創立から約 150 年間、地域における防災機能や地域活動の拠点として、重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、少子化に伴う児童・生徒数の減少により、児童同士の共同・集団活動が将来的に困難となることが見込まれ、地元自治会から中藁科小学校への統合に関する要望書が提出されました。このことから、清沢小学校は令和6年3月をもって閉校し、令和6年4月から中藁科小学校へ統合することとなりました。

旧清沢小学校は、清流藁科川沿いに立地し、自然豊かな環境にあり、周辺にはマス釣場やハイキングコース、バーベキュー場など様々なアクティビティが楽しめる地域であるとともに、近年は、古民家を改装した宿泊施設が開業しており、県内外からの来訪が見込まれる環境にあります。

さらには、旧清沢小学校は市街地から車で約 30 分、新東名高速道路の静岡スマートインターチェンジから車で約 15 分の立地であり、市内外からのアクセス性が高い地域でもあります。

これらの環境を活用し、旧清沢小学校を拠点に清沢地域の活性化を図るため、民間事業者のノウハウを取り入れ、持続可能な活用を図ることとしました。

旧清沢小学校の活用の方針については、地元自治会と意見交換を行い、「旧清沢小学校活用方針(資料1)」としてまとめました。

2 貸付物件の概要

(1)土地概要

① 地番等

地番	静岡県静岡市葵区相俣99番の1ほか
面積	7,643.52 m ² (うち、共用通路部分等を除く部分 6,284.1 m ²)
接道状況	東:なし 西:なし 南:幅員約8mの国道に接道 北:なし

② 法令等に基づく制限

法令等の名称	規制区分	規制内容
都市計画	用途地域	都市計画区域外
	高度地区	なし
	防火指定	なし
	特別用途地区	なし
	地区計画等	なし
	高度利用地区	なし
	景観地区	なし
	風致地区	なし
	駐車場整備地区	なし
建築基準法	日影規制	なし
	建築規制	なし
	建築協定	なし
駐車場附置義務条例		なし
景観計画	区域ゾーン区分	自然景観ゾーン
	景観重点区域	なし
文化財保護法	埋蔵文化財調査	文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しません。
土砂災害防止法	土砂災害(特別)警戒区域	学校敷地の一部が「土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)」、「土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)」に指定されています。詳細は、土砂災害(特別)警戒区域図(資料2)のとおり。

※上記のほか、関係法令の適用を受ける場合があります。事業計画の立案に際しては、応募者の責任において、十分に検討・協議を行ってください。

(2)建物概要

① 所在地等

所在地	静岡県静岡市葵区相俣99番地の1
旧名称	静岡市立清沢小学校
建築年	西校舎:昭和47年(1972年)8月竣工 東校舎:昭和57年(1982年)4月竣工 体育館:昭和50年(1975年)10月竣工
構造	校舎:RC造 体育館:RC造 プール専用付属室:RC造 用務員作業室:RC造 機械室等:RC造
規模	地上3階建
耐震性能	校舎:Ⅰa 体育館:Ⅰa
建築面積	699.19㎡
延床面積※	2,780.36㎡ (うち地元利用部分を除く面積 2,556.34㎡)
校舎	2,025.13㎡ (うち地元利用部分:1階(学習室及び屋外トイレ)及び2階 図書室を除く面積 1,801.11㎡)
体育館	504㎡
プール専用付属室	133㎡
用務員作業室	68㎡
受水槽・ポンプ室・ プロパン庫	33.55㎡
受水槽ポンプ室	11.52㎡
井戸ポンプ室	1.93㎡
危険物保管庫	3.23㎡
調査・点検の実施状況	・アスベスト含有調査結果(資料3) ・消防用設備等点検結果(資料4) ・特殊建築物定期点検結果(資料5)

※市の公有資産台帳等の面積

② 主要設備概要

項目	設置状況・規格等
電気設備	高圧受電方式 容量:100kVA 電圧:6,600V
ガス	プロパンガス

水道	<p>沢水</p> <p>※敷地北東側の沢の表流水と砂防堰堤から採水しているため、水量と水質が不安定。特に渇水期(12~2月)は流量が乏しく、水の確保に苦慮する場合がある。</p> <p>受水槽:RC 有効水量 10,000ℓ</p> <p>受水槽:SUS 有効水量 6,000ℓ</p> <p>受水槽:FRP 有効水量 600ℓ</p> <p>高架水槽:FRP 有効数量 3,000ℓ</p> <p>採水設備 → 一次貯水タンク(原水タンク(0.6 m³)) → 砂ろ過設備 → 膜ろ過設備(最大処理能力:5m³/日) → 二次貯水タンク(浄化滅菌処理水 SUS タンク 6 m³) → 揚水ポンプ → 高架水槽(校舎屋上 FRP タンク3m³) → 各水栓等</p>
排水	<p>FRP 製 合併処理浄化槽</p> <p>担体流動生物ろ過循環方式 14人槽(平成23年設置)</p>
消防設備	学校用途に適合した設置状況
空調設備	<p>【校舎1階(学習室及び屋外トイレを除く)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室に設置されていたエアコンは移設済み(配管のみ残置) ・職員室、校長室、保健室、相談室にはエアコンがあるが、廃校後未使用のため、使用可能か不明。
トイレ	<p>【校舎1階(屋外トイレを除く)】</p> <p>水洗式便所</p> <p>1階・男子トイレ(洋式便器1、小便器3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子トイレ(洋式便器3) ・多目的トイレ(洋式便器1) <p>2階・男子トイレ(洋式便器1、小便器3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子トイレ(洋式便器3) <p>3階・男子トイレ(洋式便器1、小便器3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子トイレ(洋式便器3)
エレベーター	なし
機械警備	なし
駐車場	<p>貸付範囲外に約6台分あり。</p> <p>使用及び管理については、市と要協議。</p>
グラウンド	約 3,000m ² (約 35m×約85m) 小型夜間照明6基
プール	大プール:25m×10m、小プール:10m×4m

※ 機械警備及び電話、インターネットが必要な場合は、選定された民間事業者の負担で実施してください。

③ 改修等履歴

年度	内容
昭和 46 年	清沢小学校校舎建設工事
昭和 47 年	清沢小学校校庭造成工事
昭和 47 年	清沢小学校体育器具室設置外4件工事
昭和 47 年	清沢小学校塵芥焼却炉設置外1件工事
昭和 49 年	清沢小学校プール建設工事
昭和 49 年	清沢小学校プール衛生工事
昭和 49 年	清沢小学校プール建設電気工事
昭和 50 年	清沢小学校プール循環ろ過装置設置工事
昭和 50 年	清沢小学校体育館建設主体工事
昭和 52 年	清沢小学校校庭照明工事
昭和 52 年	清沢小学校プール給水工事
昭和 57 年	清沢小学校校舎建設主体工事
昭和 57 年	清沢小学校校舎建設電気工事
昭和 57 年	清沢小学校校舎建設衛生工事
昭和 58 年	清沢小学校校舎建設電気工事
昭和 60 年	清沢小学校体育館屋根塗装工事
昭和 63 年	清沢小学校さく井工事
平成元年	清沢小学校三次処理槽改修工事
平成 2 年	清沢小学校給水施設設置工事
平成 3 年	清沢小学校体育館天井改修工事
平成 3 年	清沢小学校校舎大規模改造・耐震補強工事
平成 3 年	清沢小学校校舎大規模改造・耐震補強電気工事
平成 3 年	清沢小学校校舎大規模改造・耐震補強衛生工事
平成 5 年	清沢小学校夜間照明改修工事
平成 9 年	清沢小学校プール大規模改修工事
平成 9 年	清沢小学校プール大規模改修電気工事
平成 9 年	清沢小学校プール大規模改修衛生工事
平成 17 年	清沢小学校体育館構造保全工事
平成 17 年	清沢小学校体育館構造保全電気工事
平成 23 年	清沢小学校浄化槽等改修工事
平成 31 年	清沢小学校普通教室空調設備設置工事
令和 2 年	清沢小学校トイレ改修工事
令和6年	ろ過設備設置修繕

3 貸付対象範囲・貸付期間・貸付料

(1)貸付対象範囲

① 土地

- ・土地の賃貸借契約の対象とする範囲は、「資料6 貸付範囲図」によるものとします。
- ・貸付範囲から除いている「隣接の私有地までの動線として共用となる通路部分」は、民間事業者が貸付範囲と一体で維持管理を行うものとします。民間事業者の使用は可能ですが、行政及び地元住民等の使用及び通行にご留意ください。
- ・現状(工作物等を含む)のまま貸付けます。なお、建物を新築することはできません。

② 建物

- ・建物の賃貸借契約の対象とする範囲は、「資料6 貸付範囲図」によるものとします。防災倉庫を除き、原則として現状のまま一括して貸付けます。
- ・ただし、当該校舎については、規模が比較的大きな施設となるため、提案内容により一部のみとすることも可能です。その場合、建物内の動線等、使用箇所は全て貸付範囲に含まれるものとしますが、維持管理は「資料6 貸付範囲図」すべてとなります。なお、提案に含まれない部分については、行政又は他の民間事業者による活用を行う場合があります。当該施設貸付期間中に改修工事等を実施する可能性があり、必要な部分(入り口等)は、共用となることも想定されますので、あらかじめご了承ください。
- ・建物は、内装、外装を変更する提案も認めます。
- ・校舎1階の学習室、屋外トイレ及び2階の図書室については、地域住民の利用に供する予定です。利用にあたり必要な部分(入り口等)は、地域住民との共用となりますので、あらかじめご了承ください。

(2)貸付期間

貸付期間は20年を上限とし、最短10年以上を予定していますが、応募者の提案によるものとします。貸付開始時期については、賃貸借契約締結時に協議することとします。

(3)貸付料

貸付料は、下記①のとおり市が定める基準金額を基に、応募者が提案するものとします。

なお、貸付料は、下記②に該当する場合には、基準金額を下回る金額を提案することができます。

① 基準金額

建物:4,453,153 円/年(税抜)

土地:904,910 円/年(税抜)

※基準金額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基に算定した金額です。

上記の価格は、貸付対象範囲の全てを賃貸借する場合の賃料です。原則、建物・土地全体での貸付ですが、校舎について一部のみの提案とする場合は、建物基準価格から、以下の1㎡当たり単価に相当する額に、建物不使用面積を乗じた額を除いた金額を、建物基準金額とします。

【建物㎡単価】

1,742 円/年(税抜)

なお、活用範囲の面積については、契約締結前に、協議及び現地確認の上、決定するものとします。

② 免除又は減額

貸付料は、提案事業が次のア～ウに該当する場合は、基準金額を下回る金額を提案することができます。

基準金額を下回る提案をする場合は、事業計画書(記載要領①参照)に次のア～ウに関する取組内容について詳しく記載してください。なお、基準金額の免除又は減額の決定については、提案事業の内容等により市が判断します。

- ア オクシズの振興を目的とした事業であること
- イ 市の施策と合致する事業であること
- ウ 地元住民と連携して取り組む事業であること

③ 貸付料提案金額

貸付料提案金額は、次のいずれかの金額(年額)となります。

- ア 基準金額(基準金額を超える金額も可)
- イ 基準額を下回る金額

(4)その他

- ① 貸付対象範囲内及び隣接の私有地までの共用通路部分(応募者が提案した活用範囲外も含む。以下同じ。)については、選定された民間事業者が日常的な管理、巡視等を行うものとします。異常があった場合には、市に対し報告を行うものとし、修繕が必要な場合は、6(6)に記載の費用負担により実施するものとします。ただし、貸付対象範囲内で、今回の事業提案に含まれない部分を行政又は他の民間事業者が活用を行うこととなった場合、管理範囲を変更するものとし、その範囲は、別途市又は他の民間事業者と協議により決定するものとします。
- ② 貸付対象範囲外の民地や地域住民・行政の利用に供する箇所について、選定された民間事業者は地域住民・行政に支障を与えないよう協力するものとします。

4 プロポーザルに関する事項

(1) 応募者の資格要件

本事業に参加する者は、貸付物件を賃貸借契約により借り受け、事業を運営する単一事業者（法人組織、又は法人組織を立ち上げる予定の団体）又は複数の事業者等で構成されたグループ（以下「応募者」という。）とし、次に掲げる①～⑤の要件を満たす必要があります。なお、複数の事業者等で構成されたグループとして応募する場合は、代表事業者を設定するものとし、代表事業者は法人格を有するものとします。また、次に掲げる①～⑤の要件を満たさない事業者等が含まれるグループは応募不可とします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ③ 静岡市の市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税の未納がないこと
- ④ 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 参加表明書類提出時に静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中である者でないこと。

(2) 提案の条件

- ① 具体的な計画を伴った実現可能な提案であること。
- ② 貸付物件等の既存施設や地域資源等を活かし、地域の活性化や発展が期待できる、公益性のある提案であること。
- ③ 地域との連携・交流や地域活動への協力等を考慮した提案であること。
- ④ 地域における雇用の創出が期待できる事業内容であること。
- ⑤ 避難所など防災機能を継承可能な事業内容であること。
- ⑥ 校舎1階の学習室、屋外トイレ及び2階の図書室については、地域住民の利用に供する予定であるため、使用に際し最大限協力すること。
- ⑦ 校舎の利活用にあたり、提案に含まれない部分については、行政又は他の民間事業者による活用を行う可能性があるため、その場合には最大限協力すること。
- ⑧ 応募者が事業実施に必要となる改修に係る計画を立案した上で、改修工事を実施し、施設の維持管理、運営を行う事業であること。
- ⑨ 騒音、ばい煙、悪臭、排出ごみ、交通マナー等により、地域の生活環境に影響を及ぼす恐

れない提案であること。

- ⑩ 関係法令を遵守した事業内容であること。

(3)留意事項

- ① 過去の旧清沢小学校の1年間における維持管理費は次のとおりです。

ア 閉校前(令和5年度)実績:3,380 千円

(ア)電気料:1,550 千円

(イ)プロパンガス料:34 千円

(ウ)保守点検関係:1,796 千円

(浄化槽保守点検・清掃・法定点検、簡易専用水道法定検査、貯水槽清掃、水処理設備保守点検、電気設備保守点検、消防設備保守点検、空調設備保守点検、特殊建築物12条点検、機械警備等)

※保守点検関係については、学校施設一括契約のため、学校数で按分した金額です。

イ 閉校後(令和6年度)実績:2,511 千円

(ア)電気量:760 千円

(イ)プロパンガス料:0 千円(使用無し)

(ウ)保守点検関係:1,751 千円

(浄化槽保守点検・清掃・法定点検、簡易専用水道法定検査、貯水槽清掃、水処理設備保守点検、電気設備保守点検、消防設備保守点検、空調設備保守点検、特殊建築物12条点検、機械警備等)

※保守点検関係については、学校施設一括契約のため、学校数で按分した金額です。

- ② 電気料金、ガス料金、水道料金及び各種維持管理費の費用負担は、次のとおり取り扱いますが、校舎の利活用にあたり、活用範囲を一部のみとした場合、提案に含まれない部分については、行政又は他の民間事業者による活用を行う場合があるため、支払方法等について、行政又は民間事業者と別途協議するものとします。その際に、子メーターの設置等が発生する場合は、設置に係る費用は民間事業者が負担することを原則とし、行政又は民間事業者と別途協議するものとします。

ア 電気料金

選定された民間事業者が供給会社と契約のうえ、調達、支払を行うものとします。

イ ガス料金

選定された民間事業者が供給会社と契約のうえ、調達、支払を行うものとします。

ウ 水道料金

選定された民間事業者が市水道部局と契約のうえ、調達、支払を行うものとします。

エ 各種維持管理費

選定された民間事業者の負担とします。

- ③ 貸付物件内にある物品は、防災関連備品を除き、選定された民間事業者が自由に使用で

きるものとしします。

- ④ 貸付物件は、次表のとおり地震緊急避難場所(一次避難地)・指定避難所に指定されています。また、施設内に必要な備蓄品を保管しており、本事業開始後も、事業に影響の無い範囲で避難場所・避難所として利用します。災害発生時等の避難対応について、選定された民間事業者は最大限協力するものとしします。

なお、備蓄品の定期交換等は市が対応します。

区分	指定箇所
地震緊急避難場所(一次避難地)	グラウンド
指定避難所	体育館

※地震緊急避難場所・・・地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間(公園や校庭など)

※指定避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設

- ⑤ 開業時に必要となる各種手続きについて選定された民間事業者の責任で適正に行うものとしします。
- ⑥ 開業時及び開業後に必要となる設備の点検・修繕等は選定された民間事業者の負担により行うものとしします。
- ⑦ 選定された民間事業者は、令和7年9月中に基本協定、令和7年9月以降に賃貸借契約を締結し、同契約締結後に改修工事に着手し、令和9年3月までに完了するものとしします。また、令和9年7月末日までに提案事業の用途に供するものとしします。
- ⑧ 貸付期間内に、提案事業以外の用途に供することを不可としします。なお、貸付期間内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関連する法令を遵守のうえ、事前に市へ書面により協議のうえ、承諾を得るものとしします。
- ⑨ 既存の立木や銅像、石碑等について、本事業の実施にあたり伐採や移植、移設などを予定する場合には、市と協議するものとしします。
- ⑩ 本事業の実施により、周辺住民等と問題が生じた場合は、選定された民間事業者の自己の責任と費用負担にて、誠意をもって適切に処理するものとしします。この場合、市に対して問題解決に要した費用その他の請求及び異議、苦情の申し立てすることはできないものとしします。
- ⑪ 貸付物件の改修工事等を行う場合、次の事項を遵守するものとしします。
- ア 貸付物件の改修工事、修繕等の手法及び、重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等については、各種関係法令等を遵守すること。
- イ 貸付物件への重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等にあたっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。

- ウ 作業期間中は、貸付物件の周辺住民や前面道路の通行人の安全の確保に配慮すること。
- エ 作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めること。
- オ 改修工事等を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に対し事業計画に定める内容について、十分に理解・遵守させること。

(4)応募手続

① 応募選定のスケジュール

事項	時期
募集要項等の公表	令和7年7月14日(月)
現地見学	令和7年7月15日(火)～令和7年7月18日(金)
質問の受付期間	令和7年7月22日(火)～令和7年7月23日(水)
質問に対する回答	令和7年7月25日(金)
参加表明書類の受付日	令和7年7月31日(木)
参加資格確認の通知	令和7年8月4日(月)
提案書類の受付日	令和7年8月21日(木)
プレゼンテーション	令和7年9月2日(火)
優先交渉権者等の決定	令和7年9月5日(金)
基本協定の締結	令和7年9月中
賃貸借契約の締結	令和7年9月以降

② 現地見学の実施について

貸付物件の現地見学をご希望の場合、以下のとおり申してください。

日時	日程調整の上、実施期間中に随時実施します。現地集合・解散とします。
申込方法	現地見学申込書(様式1)を電子メールにより提出してください。
申込先	静岡市 社会共有資産利活用推進課 資産活用推進室 E-mail asset-suishin@city.shizuoka.lg.jp
申込期間	令和7年7月15日(火)～令和7年7月17日(木)午後5時
実施期間	令和7年7月15日(火)～令和7年7月18日(金)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現地見学の実施は、本事業への参加の必須条件ではありません。 ・日程については、電子メールでご連絡します。 ・日程調整の結果、ご希望の日時で実施できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

③ 募集要項に対する質問の受付

募集要項に対して質疑がある場合、以下のとおり質問書を提出してください。

受付期間	令和7年7月 22 日(火)～令和7年7月 23 日(水)
提出方法	質問書(様式 2)を電子メールにより提出してください。
提出先	静岡市 社会共有資産利活用推進課 資産活用推進室 E-mail asset-suishin@city.shizuoka.lg.jp
回答	令和7年7月 25 日(金)に市ホームページにて公表します。 質問者の名称を伏せた上で、提出された全ての質問に対する回答を公開します。
留意事項	原則として、電話や口頭での質問受付は行いません。

④ 参加表明書類の受付

参加表明書類の受付を以下のとおり行います。

受付日	令和7年7月 31 日(木)午前9時～午後5時
提出方法	次の参加表明書類を持参又は郵送により提出してください。 【参加表明書類】 ア 参加表明書(様式3) イ 委任状(様式4)(グループでの応募の場合) ウ 事業者概要書(様式5) ※必要事項が網羅されている場合、パンフレット等で代用可 エ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式6) オ 法人登記事項証明書 ※履歴事項全部証明書。発行後3か月以内の原本。 カ 納税証明書(法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税) ※発効後3か月以内の原本。直近事業年度のもの キ 参加表明書類一覧表(様式7)(チェックリスト) ※オ、カについては、法人組織の場合のみ提出。法人組織を立ち上げる予定の団体の場合は、母体となる団体や代表者個人について、該当書類を提出してください。 ※イについて、グループでの参加の場合のみ提出してください。構成事業者全てについて提出してください。 ※ウ～キについて、グループでの参加の場合は、グループ構成員(代表事業者、構成事業者)全てについて提出してください。 ※上記のほか、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
提出先	〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5-1 静岡市 社会共有資産利活用推進課 資産活用推進室

審査結果の通知	参加要件の審査結果は、令和7年8月4日(月)に電子メールにより通知するとともに、通知書を郵送します。
---------	--

⑤ 提案書類の受付

上記④の結果、参加が認められた応募者は、次のとおり提案書類を提出してください。

受付日	令和7年8月21日(木)午前9時～午後5時
提出方法	<p>次の提案書類を持参又は郵送により提出してください。</p> <p>【提案書類】</p> <p>ア 事業提案書(様式8)</p> <p>イ 事業計画書(任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載要領①に沿って、事業方針、事業期間全体のスケジュール、事業実施体制、リスク対応、資金計画等について記載してください。 <p>ウ 事業年度ごとの収支計画書(様式9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間中の事業運営費用、施設改修等費用等に係る収支計画を記載してください。 ・積算根拠を記入してください。 ・貸付期間(提案期間)分を作成してください。 <p>エ 設計・改修工事計画書(任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載要領②に沿って、設計の考え方、ポイント、改修工事の工程等について記載してください。 <p>オ レイアウト計画書(任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載要領③に沿って、事業内容を説明する敷地全体レイアウト図、施設レイアウト図(各階平面プラン)や動線計画等を記載してください。 ・その他レイアウト構成を説明するために必要な事項(鳥瞰イメージ、写真イメージ等)があれば記載してください。 <p>カ 維持管理・運営計画書(任意様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載要領④に沿って、維持管理に関する計画や修繕について記載してください。 ・営業日、営業時間、利用料金、プロモーション、事業期間終了までの中長期的な考え方などについて記載してください。 <p>キ 貸付料提案調書(様式10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する貸付料等を記載してください。 <p>ク 事業実績調書(様式11)(廃校の活用実績がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の概要、スキーム、運営期間等を記載してください。 ・活用事業の主たる事業者又は構成事業者かについても記載してください。

	<p>ケ 財務状況に関する資料(直近3期分)</p> <p>※貸借対照表、損益計算書、事業報告書等の経営実績がわかるもの。設立から3年を経過していない場合は、設立からの経過分。</p> <p>※企業等からの出資を受けて法人組織を立ち上げる予定の団体については、出資元となる企業等について、該当書類を提出してください。</p> <p>※グループでの参加の場合は、ケに関して、グループ構成員(代表事業者、構成事業者)全てについて提出してください。</p> <p>コ 提案書類一覧表(様式12)(チェックリスト)</p> <p>※提案書類の提出にあたっては、提案する建築計画を実現するために遵守すべき各種法令や静岡県・静岡市が定めた条例、規則、要綱等による手続きを確認し、本件用地・施設において実現可能な事業提案となるよう精査してください。</p> <p>※上記のほか、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。</p>
提出先	〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5-1 静岡市 社会共有資産利活用推進課 資産活用推進室
提出部数	提案書類ア～カ(各7部)、キ～コ(各1部)、提案書類内容をPDFで収めたデータCD1枚

⑥ プレゼンテーションの実施

次のとおり、最優秀提案者及び次点者(以下「最優秀提案者等」という。)を選定する旧清沢小学校活用事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)に対し、応募者によるプレゼンテーションを行います。

実施日	令和7年9月2日(火)
実施方法	ア プレゼンテーション時間 20分間予定 イ 審査委員会によるヒアリング 20分間予定
留意事項	プレゼンテーションの詳細については、令和7年8月26日(火)までに、電子メールにより応募者へ通知します。

⑦ 優先交渉権者等の決定

審査委員会による審査の結果に基づき、市は優先交渉権者及び次点者(以下、「優先交渉権者等」という。)を決定し、結果等について以下のとおり通知します。

通知日	令和7年9月5日(金)
留意事項	・選定結果については、電子メール及び書面により、全ての応募者へ通知します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者は、選定結果についての異議申立、選定の経緯を問い合わせることはできません。 ・選定結果については、優先交渉権者の名称、提案概要等を市ホームページで公表します。優先交渉権者に決定した者は、提案の概要書を速やかに作成し、市へ提出してください。
--	--

⑧ 基本協定及び賃貸借契約の締結

令和7年9月中旬に基本協定、令和7年9月以降に賃貸借契約を市と優先交渉権者との間で締結します。

5 審査に関する事項

(1) 審査体制等

① 審査体制

応募者の事業提案を審査し、最優秀提案者等を選定するため、審査委員会を設置します。なお、審査委員会は非公開とします。

② 最優秀提案者等の選定

提出書類及びヒアリング等を踏まえ、審査委員会が後述する審査基準に基づいて各応募者を審査し、当該審査結果を基に、最も得点が高い応募者を最優秀提案者として選定します。

得点が同点となった場合には、貸付料提案金額の得点が高い者を上位とします。なお、貸付料提案金額が同価の場合は、くじ引きにて順位を決定します。

また、得点が次点の応募者を次点者とし、最優秀提案者が何らかの理由により失格等となった場合、次点者が繰り上がり最優秀提案者となります。

③ 優先交渉権者等の決定

審査委員会による審査の結果に基づき、市は優先交渉権者等を決定します。

(2) 審査基準等

① 評価項目等

評価項目	審査の視点	配点
ア 事業計画	事業計画(実施方針、スケジュール、実施体制、リスク対応等)に具体性があり、実現性が高い提案となっているか。	10
	事業の継続性・安定性(資金計画等)が見込める提案となっているか。	10
	地域を活性化する集客機能について提案しているか。	5
	地域(地域の住民、団体等)と連携した活動や交流、地域経済への貢献、地域雇用の促進について提案しているか。	5
	魅力的な地域の拠点施設となる提案となっているか。	5
	将来的な事業の発展や拡大が期待できる提案となっているか。	5
	避難所など防災機能としての利用や、中山間地域の活性化等、本市事業との連携が可能な提案となっているか。	5
イ 設計・改修工事計画	周辺の景観や自然環境への配慮があり、利用者及び施設管理者が使いやすい、管理上支障のない計画となっているか。	10
	関連する工事の工程は適正であり、令和9年3月31日までに完了する提案となっているか。また、工事期間中の安全確保等について具体的な提案をしているか。	10
ウ 維持管理・運営計画	建物及び設備の定期点検及び日常的な保守管理、修繕、植栽外構等の保守管理、清掃等は、計画的な実施を提案しているか。	10
	運営方針(目標値(利用者数等)、営業日、営業時間、利用料金、プロモーション等)は具体的であり、実現性の高い提案となっているか。また、中長期的な事業展開・取組(運営リスクや対処方法等)を提案しているか。	10
エ 貸付料提案金額	基準金額(土地と建物の基準金額の合計金額。校舎を一部利用する場合には、不使用部分を除いた金額)を0点とし、基準金額から10%増額するごとに1点加算し、10%減額するごとに1点減点する。 ※得点は、-10点から10点で評価します。	10
オ 事業実績	廃校活用に関する実績を有しているか。	5
合計		100

② 採点方法について

上記①評価項目(エ及びオを除く)は、各審査の視点の配点に次表の評価係数を乗じて得た値で採点します。ア～ウの各審査委員の採点を評価の視点ごとに平均したもの(小数点第3位切り捨て)を得点とし、エ及びオの得点を合算して合計点を算出します。

評価	評価内容	評価係数
A	特に優れている	1.00
B	優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや不十分	0.25
E	不十分	0.00

③ 最低得点について

応募者の得点の合計点が6割(60点)に満たなかった場合は、最優秀提案者等を選定しないものとします。

(3)審査手順

本事業の審査は、「資格審査」と「提案審査」により、次のとおり行うものとします。

① 資格審査

事務局により、提出された参加表明書類について本要項に記載された資格要件を満たしているか等を確認し、資格を有するかどうかについて審査します。

② 提案審査

ア 書類審査

審査委員会が書類審査を行い、提案内容について評価します。

イ プレゼンテーション

提案書類に基づくプレゼンテーションと審査委員会によるヒアリングを次のとおり実施します。

(ア)所要時間は、応募者からのプレゼンテーション20分、ヒアリング20分の計40分を予定しています。

(イ)プレゼンテーションは、提出した提案書類により行うこととし、追加の資料等は認めません。なお、プレゼンテーションはモニター、プロジェクターを使用して行います。モニター及びプロジェクターは、静岡市にて用意するため、パソコンを当日持参してください。参加者が接続可能なWi-Fiはないため、インターネット接続が必要な場合は自前でルーター等を用意してください。

(ウ)プレゼンテーションを欠席又は指定した時間までに参集していない場合は、その理由に関わらず、応募を辞退したものとみなします。

(エ)プレゼンテーションに出席できる者は、5名以内とします。

③ 審査結果の通知及び公表

書類審査及びプレゼンテーションの結果は、応募者に文書で通知するとともに、市ホームページで優先交渉権者の名称を公表します。また、6に記載の基本協定締結後、審査結果概要（提案に対する評価の内容、評価点）、提案概要について、市ホームページで公開します。

優先交渉権者等は、提案概要の作成をお願いします。

④ 失格事項

資格審査における応募者の資格要件を有さない場合のほか、提出された提案書類について、次のいずれかの事項に該当する場合は失格とします。

ア 提出期限までに提案書類が提出されなかった場合

イ 提案書類に虚偽の記載等があった場合

ウ 提案書類に重大な不備・不足があった場合

エ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本要項に違反すると認められる場合

カ 応募者がプレゼンテーションに出席しない場合

キ 提案書類の内容に重大な問題点があるなど、審査委員会が失格と判断した場合

ク その他不正行為があった場合

⑤ その他

ア 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用、第三者へ開示及び公表することはできません。

イ 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。

ウ 市から提案内容に関し、確認の連絡をする場合があります。

6 契約等に関する事項

(1)基本協定の締結

優先交渉権者は、市と協議の上、事業計画を策定し、賃貸借契約の締結に向けた基本的な合意事項や事業計画等に関する基本協定を締結します。

なお、基本協定書の案は、(資料 8)に示すとおりです。基本協定内容については、市と優先交渉権者が協議し、決定するものとします。

① 事業計画の策定

事業計画は、優先交渉権者が提案した計画に基づき、審査委員会の意見を反映させた活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等を定めたものとし、事業計画の策定にあたっては、市と協議を行い、市が指定する日までに提出してください。

② 工事の設計協議

優先交渉権者は、提案に基づき、工事等に係る設計を行ってください。設計は、優先交渉権者の責任と負担において、基本協定の締結前であっても着手可能としますが、協定が締結されない場合もあるため、十分留意してください。なお、設計内容について市関係部署と十分に協議を行ってください。

また、申請書類作成等に係る費用は、優先交渉権者の負担とします。

校舎の活用にあたり、提案に含まれない部分については、行政又は他の民間事業者による活用を行う場合があるため、工事の設計及び施工に際し、市関係部署等と十分に協議を行ってください。

③ 基本協定の締結

優先交渉権者は、市が指定する期日までに、市と基本協定を締結するものとします。

④ 地域説明会

基本協定の締結後、地域住民を対象とした地域説明会を開催し、事業内容について説明していただきます。地域説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を構築していくため、可能な限り事業の実施・運営への反映に努めてください。紛争等が生じた場合は、優先交渉権者の責任と負担において対応、解決しなければなりません。

その他、必要に応じて市が地域住民等に対し説明会を行う場合、市から同席を求められた際は、説明会に参加し自らが行う事業について必要な説明を行ってください。

⑤ 優先交渉権者決定の取消

優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業計画書が提出されない場合や基本協定締結に向けた協議が整わない場合は、市は、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

⑥ 費用負担

事業計画書の作成、基本協定の締結に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

(2) 賃貸借契約の締結

建物については、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃貸借契約を、土地については、民法(明治29年法律第89号)第601条に規定する賃貸借契約(建物の所有を目的としない)を締結することを予定しています。当該契約の締結をもって、優先交渉権者は、選定事業者となります。

定期建物賃貸借契約は、公正証書等によるものとし、公正証書作成等に関する費用は全て優先交渉権者の負担とします。

貸付期間は優先交渉権者が提案した期間とします。貸付開始時期については、原則として改修工事等の着手時期とし、提案のスケジュールに基づき協議により決定するものとします。

なお、賃貸借契約書の案は、資料9、資料10及び、資料11に示すとおりで、提案内容により、使用する契約書は異なります。また、校舎の活用にあたり、活用範囲を一部のみとした場合、提案に含まれない部分について、行政又は他の民間事業者による活用を行う場合は、市と優先交渉権者が協議し、契約内容を決定するものとします。

(3) 貸付料

① 貸付料

貸付料は、選定事業者が提案した金額を基に定めることとします。

② 貸付料の支払い

貸付料は、3か月ごとに、市が指定する期日・方法で納入するものとします。

③ 貸付料の改定

貸付料は、3年ごとに見直しを行います。また、急激な社会情勢の変動、想定を大きく上回る収益の確保、その他の理由により、金額が実情にそぐわなくなると認められるときは、市と選定事業者は、双方協議の上、改定できるものとします。

(4) 貸付物件の引き渡し

市は、賃貸借契約の締結後、貸付期間初日に貸付物件を現状有姿で引き渡します。設備等の状態確認については、工事図面図書や現地立ち合いにて、選定事業者による確認を原則とし、市で使用可否の判断はしないものとします。

(5) 契約不適合責任

貸付物件について契約不適合部分(目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと)の存在が明らかになった場合であっても、市は貸主としての契約不適合責任は負いません。

(6)費用負担

提案事業の履行にあたって、光熱水費及び施設の維持・保全に係る点検等について、選定事業者は次表に基づき費用を負担するものとします。

費用負担の内容	負担者		備考
	市	選定事業者	
事業実施のために必要な改装や設備に関する費用		○	
光熱水費		○	選定事業者の負担を原則とします。ただし、校舎の活用にあたり、活用範囲を一部のみとし、提案に含まれない部分を行政又は他の民間事業者による利活用を行う場合、支払方法等について、行政又は民間事業者と別途協議するものとします。 その際に、子メーターの設置等が発生する場合は、設置に係る費用は民間事業者が負担することを原則とし、行政又は民間事業者と別途協議するものとします。
法令に基づいて実施する施設及び設備の保守点検等の費用		○	選定事業者の負担を原則とします。ただし、校舎の利活用にあたり、活用範囲を一部のみとし、提案に含まれない部分を行政又は他の民間事業者による利活用を行う場合、行政又は民間事業者と別途協議するものとします。
日常において発生する修繕		○	
建物等の保全に必要な大規模修繕及び躯体等に発生した修繕	△	△	大規模な修繕が見込まれる場合は、市と選定事業者、提案に含まれない部分を行政又は他の民間事業者による利活用を行う場合、市、選定事業者及び他の民間事業者との間で協議するものとします。

(7)返還時の取扱い

貸付期間満了までに、原則として、土地・建物とも契約前の状態に復し、市に返還するものとします。ただし、市がその必要がないと認める場合はこの限りではありません。

(8)契約保証金

選定事業者は、定期建物賃貸借契約締結日までに市が発行する納入通知書により、建物貸付料(総額)の100分の10に相当する金額を契約保証金として納付するものとしますが、市と選定事業者が締結する定期建物賃貸借契約が静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)第35条第1項各号のいずれかに該当すると市が認める場合には、契約保証金の全部又は一部を免除とします。

なお、契約保証金は、契約満了後に、債権債務を相殺(未払いの貸付料、契約満了日までの損害金等の債務を控除した残額を返還)した上で、無利息で返還します。

また、保証金返還請求権の譲渡又は質入れはできません。

(9)事業計画

選定事業者は、本募集に際し事業提案に掲げた事業計画を、貸付期間内において遵守しなければなりません。ただし、やむを得ず事業計画の内容から変更して事業を行おうとするときは、変更を行うことについて、あらかじめ市の書面による承諾を得るものとします。

(10)契約の解除

貸付期間内において、市は、選定事業者が次の①～⑩のいずれかの事由に該当するときは、催告することなく賃貸借契約を直ちに解除することができます。なお、次の①～⑨の事由により契約の解除を行う場合、選定事業者は損害が発生してもその賠償ないし補償、追加費用その他名目の如何を問わず、市に何らかの請求もすることができません。

- ① 選定事業者の責めに帰すべき事由により契約の履行が不能になった場合
- ② 選定事業者が破産、会社更生又は特別清算のいずれかの手続又はこれに類する倒産手続きについて申立(自己申立を含む)がなされた場合
- ③ 選定事業者が正当な理由なく本事業を放棄したと市が認めた場合
- ④ 選定事業者が次に掲げるものに該当する場合
 - ア 役員等が暴力団員等又は暴力団員の配偶者であると認められるもの
 - イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

- ⑤ 選定事業者が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していることが判明した場合
- ⑥ 選定事業者又はその役員若しくは使用人に、基本協定、賃貸借契約又は本事業を継続しがたい背信行為があった場合
- ⑦ 提案内容に虚偽の記載があることが判明したとき、又は提案内容と異なる内容を主張する場合
- ⑧ 本要項に規定する応募者の遵守すべき事項に反したこと又は本要項に定める資格要件を欠いていたことが判明した場合(ただし、これに対応する手当を行い、市の承諾を得た場合を除く。)
- ⑨ 賃貸借契約に規定する義務に違反した場合
- ⑩ 貸付物件を国、市その他の公共団体において公用若しくは公共用に、又は市の企業若しくは公益事業の用に供する必要が生じた場合

(11)契約の中途解約

選定事業者は、やむを得ない事由により、賃貸借契約を継続することが不可能ないし著しく困難となった場合は、市に対して、選定事業者の費用負担により、原則として土地・建物を契約前の状態に復し、返還することを条件として賃貸借契約の中途解約を申し入れることができます。選定事業者が市に中途解約の申し入れをする場合には、書面にてこれを行うものとします。市は、申し入れに対し、正当な事由があると認められるときは、賃貸借契約の中途解約を承諾し、書面によりその旨を通知するものとします。

上記の事由により賃貸借契約が中途解約された場合、選定事業者は、次の①～③に定める義務を履行しなければなりません。

- ① 土地・建物は、選定事業者の費用負担により、原則として契約前の状態に復し、市が定める日までに返還しなければなりません。
- ② 土地・建物を返還するまでの期間、選定事業者は市に対し、貸付料を日割り計算した金額を貸付料相当損害金として支払わなければなりません。
- ③ 上記のほか、市に損害(市による第2世代交付金の国への返還を含む。以下同じ。)があるときは、選定事業者は損害を賠償しなければなりません。

(12)原状回復の特例

上記(10)(11)の事由により、賃貸借契約が解除又は中途解約されたにもかかわらず、市が定める日までに土地・建物が返還されない場合には、市は催告することなく又選定事業者の同意を得ることなく、土地・建物を契約前の状態に復することができます。

なお、要した費用は市が定める方法により選定事業者が支払わなければなりません。

(13) 損害賠償

賃貸借契約に定める義務に違反した場合に市に損害があるときは、市は選定事業者に対して賠償を請求することができます。

(14) リスク負担の考え方

契約期間における貸付対象範囲のリスク負担について、次表に示すとおり対応するものとします。また、次表にない事項については、市と選定事業者、選定に含まれない部分については、行政が活用を行う場合は市と、他の民間事業者が活用を行う場合は、市、選定事業者及び他の民間事業者との間で協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	選定事業者	
基本的な考え方	市の責めに帰すべき事由により発生した費用負担	○		
	選定事業者の責めに帰すべき事由により発生した費用負担		○	
不可抗力	不可抗力(市又は選定事業者のいずれの責めに帰すことの出来ない自然的又は人為的な現象)に伴う費用負担	△	△	市と選定事業者の間で協議するものとします。
	関係法令等の変更により発生した費用負担	△	△	
災害発生時等	災害発生時等における避難所運営等の費用負担	○		
施設・設備の損傷等	日常において発生する修繕		○	
	建物等の保全に必要な大規模修繕及び躯体等に発生した修繕	△	△	市と選定事業者の間で協議するものとします。

(15) 調査

貸付期間中、市は必要があると認められるときは、選定事業者の業務又は貸付物件を実地に調査することができ、また、選定事業者による次の報告書の提出をはじめとして、選定事業者の事業状況について報告を求めることができます。選定事業者は正当な理由なく、この調査を拒み、妨害してはなりません。

① 設計業務報告書

・設計図書等改修計画が確認できる資料(工事着工前に提出するものとする)

② 改修工事業務報告書

- ・施工状況の報告
- ・施工図等改修工事の完成状況が確認できる資料
- ③ 維持管理・運營業務報告書(月次・年次)
 - ・利用者数、来場者数
 - ・重大な事故、利用者対応に関する報告
 - ・施設の大規模な修繕、保守作業等の記録
 - ・会計報告(売上、費用等)

(16) 転貸

選定事業者は、賃借権の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。転貸しようとするときは、市の書面による事前承諾を得るとともに、転借人に、市と選定事業者の協議事項や合意事項を転貸借の条件として継承するものとします。

(17) 禁止事項

① 公序良俗に反する使用の禁止

- ア 選定事業者は、貸付物件等を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用できないものとします。
- イ 選定事業者は、貸付物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記アの定め反する使用をさせてはならないものとします。

② 風俗営業等の禁止

- ア 選定事業者は、貸付物件等を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に使用できないものとします。
- イ 選定事業者は、貸付物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記アの定め反する使用をさせてはならないものとします。

③ 政治活動又は宗教活動に供する使用の禁止

- ア 選定事業者は、貸付物件等を政治活動又は宗教活動の用に供する事業に使用できないものとします。
- イ 選定事業者は、貸付物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記アの定め反する使用をさせてはならないものとします。

(18) 用途変更等

建物の用途変更等は、選定事業者が市に対して、書面にて申し入れを行うものとし、市が申し入れを承諾し、書面によりその旨を通知した場合に限り、これを認めるものとします。

(19) 土壌汚染

貸付物件等において土壌汚染の原因となる行為を行った場合は、市にその行為の概要、汚染状況等を報告し、選定事業者の費用負担において市が求める措置を講じなければなりません。

7 その他の事項

(1) 本募集に関する注意事項

- ① 応募、契約に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- ② グループでの提案の場合、応募後における代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、変更を認める場合があります。
- ③ 応募者が、2以上の応募書類を提出した場合は、いずれの応募も無効とします。
- ④ 提出書類は、提出後の内容変更を認めません。
- ⑤ 応募、契約、協議等に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とします。
- ⑥ 募集にあたり配付する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
- ⑦ 提出書類を提出後、辞退する場合には、速やかに市に申し出るものとします。
- ⑧ 提出書類は返却しません。
- ⑨ 書類提出後、市の判断で補足資料等の提出を求める場合があります。
- ⑩ 事業提案は、応募者の責任において実現可能な内容としてください。
- ⑪ 当該地の給水は、敷地北東側の沢の表流水及び砂防堰堤から採水しているため、水量と水質が不安定です。特に、渇水期(12月～2月)は流量が乏しくなるため、事業に必要な水は、事業者の責任で確保してください。
- ⑫ 「資料6 貸付範囲図」のうち、一部のみの提案が可能なのは校舎のみです。その他は原則として現状のまま一括で貸付けを行うとともに、事業者が一括して管理を行うものとします。
- ⑬ 市及び第三者が所有する土地、又は建築物に無断で侵入し、調査等を行うことを不可とします。
- ⑭ 本募集に関する訴訟の提起等は、静岡地方裁判所に行うものとします。
- ⑮ 応募者が1者の場合においても、本募集は成立するものとします。
- ⑯ 提出物の著作権はすべて応募者が保有します。ただし、市は提案審査、市議会、報道機関等への情報提供及び本市広告媒体での掲載のために無償で使用できるものとします。
- ⑰ 提出物は静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)に定める公文書となりますので、同条例に基づく情報公開の請求により請求者に対し開示される場合があります。

(2) 関連資料

資料1 旧清沢小学校活用方針

資料2 土砂災害(特別)警戒区域図

- 資料3 アスベスト含有調査結果
- 資料4 消防用設備等点検結果
- 資料5 特殊建築物定期点検結果
- 資料6 貸付範囲図
- 資料7 公図写
- 資料8 旧清沢小学校活用事業基本協定書(案)
- 資料9 旧清沢小学校活用事業定期建物賃貸借契約書(案)
- 資料10 旧清沢小学校活用事業土地賃貸借契約書(案)
- 資料11 旧清沢小学校活用事業土地使用貸借契約書(案)

(3)参考図書の提供

事業内容の検討等のための参考資料として、以下の図面をデータで提供しますので、必要な場合は、問い合わせ先へご連絡ください。

① 現校舎・体育館建築に関する資料

- 昭和46年度 静岡市清沢小学校校舎建設工事 設計図
- 昭和46年度 静岡市清沢小学校電気工事 設計図
- 昭和46年度 静岡市清沢小学校衛生設備工事 設計図
- 昭和49年度 静岡市清沢小学校プール建設工事 設計図
- 昭和49年度 静岡市清沢小学校プール衛生工事 設計図
- 昭和49年度 静岡市清沢小学校プール建設電気工事 設計図
- 昭和50年度 清沢小学校体育館建設工事 設計図
- 昭和50年度 清沢小学校体育館電気設備工事 設計図
- 昭和57年度 清沢小学校校舎建設工事 設計図
- 昭和57年度 清沢小学校校舎電気設備工事 設計図
- 昭和57年度 清沢小学校校舎衛生工事 設計図

(4)問い合わせ先

静岡市 総合政策局 社会共有資産利活用推進課 資産活用推進室
〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所 静岡庁舎 新館 12階
電話 054-221-1167 FAX 054-221-1295
E-mail: asset-suishin@city.shizuoka.lg.jp